

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和5年6月30日

京都市長 門 川 大 作

別表保健福祉局の款医療衛生推進室の項医療衛生企画課の目中

「

新型コロナ ナウイルス 感染症 に関する 業務に従 事する職 員（予防 接種法の 規定に基 づく業務 に従事す る職員及 び医師を 除く。以 下この目 において 同じ。）	交替に 午前8時45分 から午後5時30分 まで 午後1時15分 から午後10時 まで	一般職員に 同じ	4週間を通 じて8日。 ただし、医 療衛生企画 課の職員に 兼職されて 新型コロナ ナウイルス感 染症に関す る業務に従 事する職員 並びに本来 区役所及び 区役所支所 を勤務公署 とする職員 にあって は、一般職 員に同じ
新型コロナ ナウイルス	交替に	一般職員に 同じ	一般職員に 同じ

を

ス感染症に係る予防接種に関する業務に従事する職員	午前8時30分から午後5時15分まで 午前8時45分から午後5時30分まで 午前11時15分から午後8時まで 午後0時45分から午後9時30分まで		
--------------------------	--	--	--

」

「

老人福祉法等に定める施設等に対する新型コロナウイルス感染症に係る検査の調整に関する業務（以下この目にお	一般職員に同じ	一般職員に同じ	日曜日、4週間を通じて4日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。ただし、医療衛生企画課の
---	---------	---------	--

に改め、同項衛

いて「検査調整業務」という。)に従事する職員		職員に兼職されて検査調整業務に従事する職員並びに本来区役所及び区役所支所を勤務公署とする職員にあつては、一般職員に同じ
------------------------	--	---

」

生環境研究所の目中

「

交替に 午前6時30分から午後3時15分まで。ただし、土曜日は、午前10時まで 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日は、正午まで	土曜日以外の日は、1時間	日曜日、4週間を通じて1日及び2の土曜日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
--	--------------	--

を

」

「

交替に	一般職員に同じ	一般職員に同じ
-----	---------	---------

午前6時30分から午後3時15分まで		
午前7時30分から午後4時15分まで		
午前8時30分から午後5時15分まで		

に改める。

」

附 則

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)